

いたばし健康プランの中間評価及び後期行動計画策定における基本方針について

1 目的

板橋区では、平成 8 年に「いたばし健康福祉都市宣言」を行い、区民の誰もが健康でいきいきと暮らせる「生涯を通じた健康と福祉のまちづくり」を展開するとともに、平成 15 年には、国の「健康日本 21」の目標設定を踏まえ、都市宣言の実現に向けて「板橋区健康づくり 21 計画（平成 15 年 1 月から平成 23 年 3 月）」を策定した。

その後、「板橋区健康づくり 21 計画」の計画期間の終了にあたり、「区民一人ひとりが健康づくりに取り組めるまち」を基本理念に掲げ、一人でも多くの区民が心身ともに自立し、より長い期間、健康的にいきいきと暮らせるようになることを目指し、区民、地域、行政が一体となって行う健康づくりの目標や方向性を定めるため、平成 25 年 1 月に「いたばし健康プラン～板橋区健康づくり 21 計画（第二次）～」(以下、「いたばし健康プラン」という。)を策定した。いたばし健康プランの計画期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間であり、中間年度である平成 29 年度を目安に、中間評価及び見直しを行うこととしている。

一方、いたばし健康プラン策定後、国においては、「第 3 次食育推進基本計画」の策定やがん対策基本法の改正があり、板橋区においても、「板橋区基本構想」をはじめ、「板橋区基本計画 2025」や「いたばし No. 1 実現プラン 2018」等の新たな計画を策定しており、計画の見直しにあたっては、これらの計画等と整合を図りつつ、検討を進める必要がある。

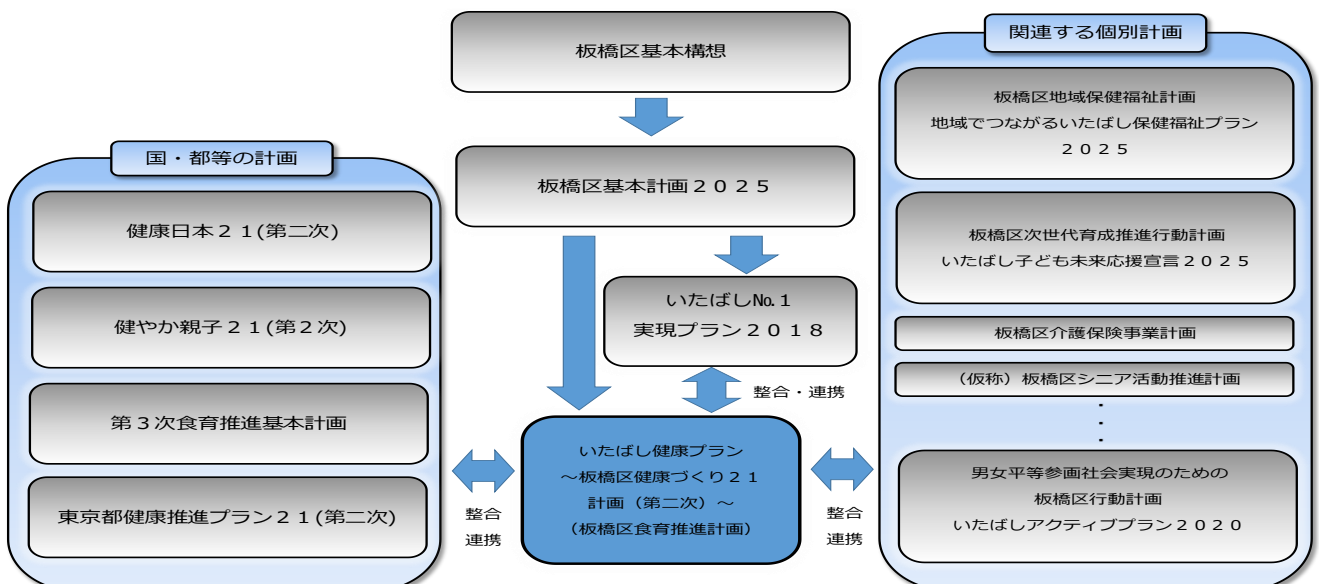
また、健康寿命の延伸や少子高齢化が加速していることに加え、国において女性や高齢者など誰もが活躍できる社会を実現する方針が示されるとともに、受動喫煙防止強化に向けた法改正がなされつつあるなど、めまぐるしく変化する社会情勢に対応する必要がある。

以上のことから、いたばし健康プランの中間評価を行うとともに、これらの変化を踏まえた見直しを図り、区民の健康づくりへの機運を一層醸成するため、後期行動計画を策定する。

2 いたばし健康プランの位置づけ

- (1) 国の国民運動計画である「健康日本 21（第二次）」の地方計画
(健康増進法第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画)
- (2) 食育基本法第 18 条に基づく食育推進計画（第 4 章に相当）

3 いたばし健康プランの上位・関連計画との関係



いたばし健康プランの上位・関連計画との関係図(年次別)

計 画 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
板橋区基本構想	概ね10年									
板橋区基本計画2025										
いたばしNo.1実現プラン2018						次期計画策定予定				
いたばし健康プラン ～板橋区健康づくり21計画(第二次)～ (板橋区食育推進計画)						後期行動計画			次期計画策定予定	
板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025	実施計画2018		中期・後期計画							
板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言2025	実施計画2018		中期・後期計画							
板橋区介護保険事業計画	第6期		第7期		第8期		第9期			
(仮称)板橋区シニア活動推進計画						評価・見直し		評価・見直し		
⋮										
男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2020						次期計画策定予定				

4 後期行動計画の計画期間

平成30年度から平成34年度(5か年)

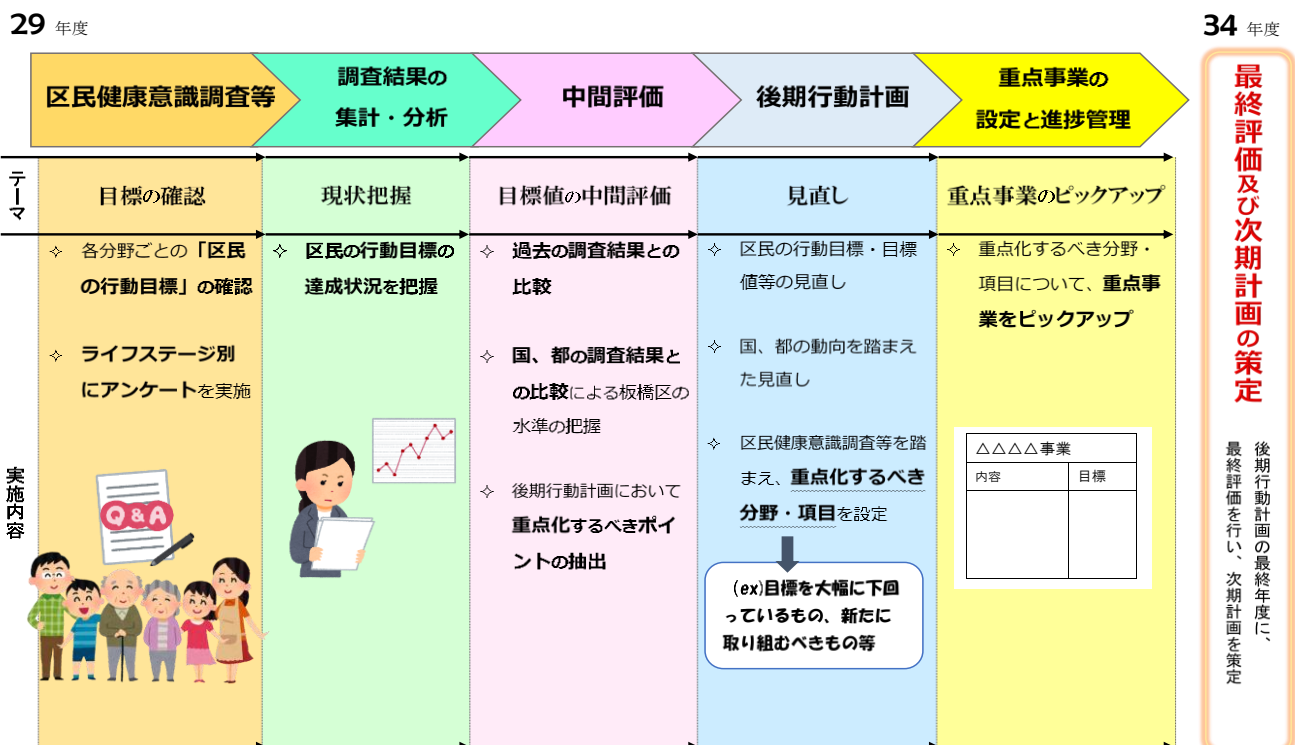
※国の「健康日本21(第二次)」、都の「東京都健康推進プラン21(第二次)」の計画期間(平成25年度から平成34年度)に合わせて策定している「いたばし健康プラン」の後期5年を計画期間とする。

5 後期行動計画策定までの期間(予定)

平成29年4月から平成30年2月(11か月)

※別紙1「いたばし健康プラン中間評価及び後期行動計画策定スケジュール」参照

6 いたばし健康プラン中間評価及び後期行動計画策定までの作業の流れ・考え方



7 区民参加

(1) 区民健康意識調査

いたばし健康プランの成人期、シニア期に定める目標指標の現状値を把握・評価し、抽出された課題を後期行動計画に反映させるため、区民健康意識調査を行う。

①調査対象：20歳以上86歳未満の区民3,000人（住民基本台帳より無作為抽出）

②調査方法：郵送配付・郵送回収

③調査期間：平成29年4月下旬から5月26日まで

(2) 健康アンケートの実施

いたばし健康プランの乳幼児期、学齢・青年期に定める目標指標の現状値を把握・評価し、抽出された課題を後期行動計画に反映させるため、健康アンケートを実施する。

①調査対象

ア 乳幼児期

平成29年5月期4か月児・3歳児健診受診対象者の保護者

イ 学齢・青年期

区内小学校（11校）の5年生（約800名）

区内中学校（23校）の2年生（約2,900名）

区内都立高等学校（2校）の1・2年生（約1,300名）

区内大学（2校）の1・2年生（未成年者約3,100名）

②調査方法

ア 乳幼児期

健康福祉センターで行う4か月児・3歳児健診の受診券発送と併せてアンケートを送付

イ 学齢・青年期

小中学校定例校長会で依頼、高等学校・大学に直接依頼

③調査期間：平成29年4月上旬から5月19日まで

(3) 板橋区健康づくり推進協議会

公募委員（2名）及び区内関係団体代表者（8名）を含む25名

(4) パブリックコメントの実施

素案作成時に実施

(5) 区政モニターの参加

パブリックコメント時にタウンモニター・eモニターに意見聴取

8 後期行動計画で見直し及び追加する行動目標（案）

※区民健康意識調査等による現状値の把握及び国や都の動向を踏まえ、区民の行動目標を追加する。

- (1) 楽しく運動をする
- (2) 区や関係団体のイベントに積極的に参加する
- (3) ワークライフバランスを実現する
- (4) 受動喫煙が及ぼす害について知る

9 後期行動計画に新たに盛り込む内容（案）

- (1) スポーツ・観光・まちづくり等と連動した健康づくり
- (2) 健康づくりに向けたインセンティブの提供（健康ポイント制度導入の検討）
- (3) 企業・事業所と連携したトータル・ヘルス・プロモーション
- (4) 受動喫煙防止の取り組みの強化
- (5) 健康危機管理について

10 いたばし健康プラン中間評価及び行動計画の策定体制

(1) 外部検討組織

①板橋区健康づくり推進協議会

委員：学識経験者（病院長・大学教授等）、関係機関等代表（医師会・学校長等）、
区民代表（町会・福祉団体等）、公募委員 25名

②板橋区健康づくり推進協議会小委員会

委員：板橋区健康づくり推進協議会委員の中から会長が指名（11名）、
健康生きがい部長、保健所長

(2) 内部検討組織

①板橋区健康づくり 21 計画推進本部（経営戦略会議と統合）

委員：区長、副区長、その他の職員（部長級）で構成

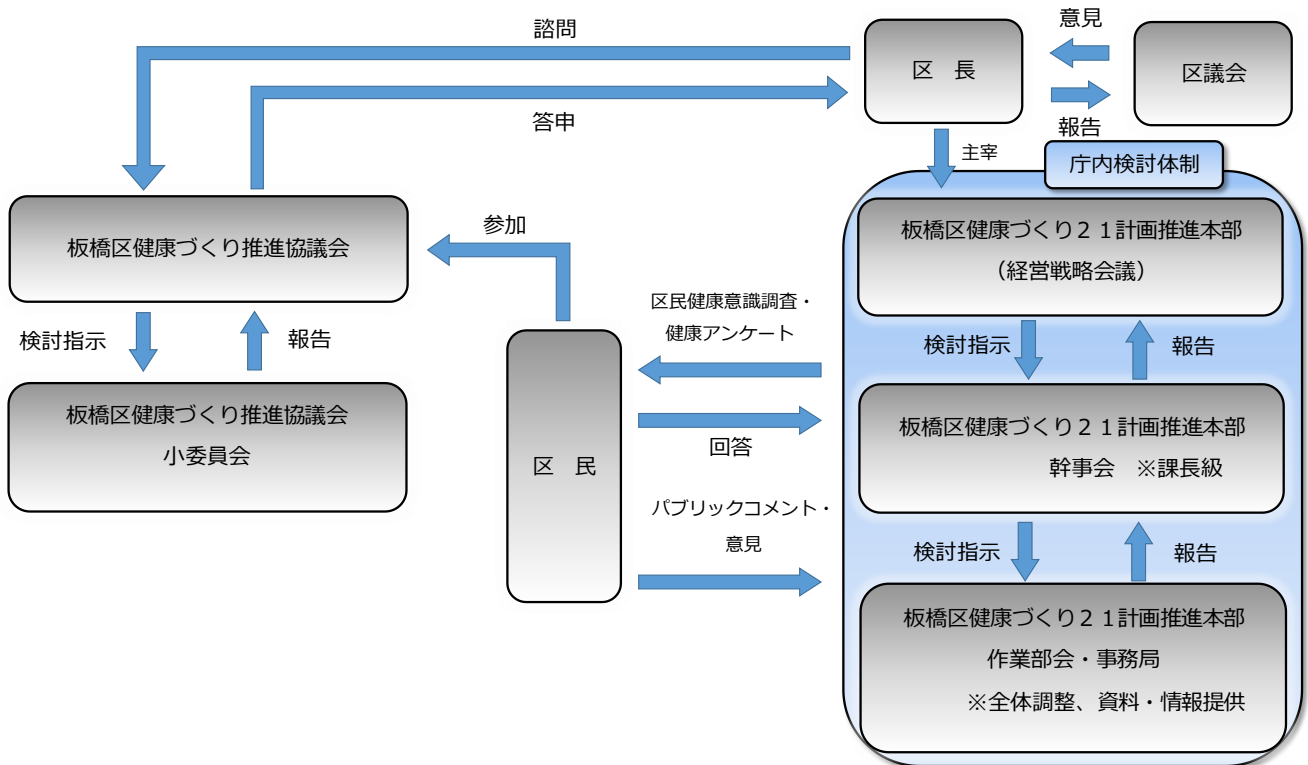
②板橋区健康づくり 21 計画推進本部幹事会

委員：中間評価及び後期行動計画策定内容に係る部署の職員（課長級）で構成

③板橋区健康づくり 21 計画推進本部作業部会

委員：健康生きがい部内の職員で構成

いたばし健康プラン中間評価及び後期行動計画策定体制



いたばし健康プラン中間評価及び後期行動計画策定スケジュール

	28年度			29年度												30年		
	29年																	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
健康づくり推進協議会		評価・策定体制 スケジュール確認 小委員委員指名	○	○ 諮問				○ 中間のまとめ ・中間評価 ・現状と課題の整理 ・計画の構成	○	○ 素案 ・施策目的、目標案 ・事務事業案	○	○ 答申		○	○ 原案・策定 ・施策決定報告 ・事務事業決定報告			
健康づくり推進協議会 小委員会		メンバーの決定			○ ・スケジュール ・区民健康意識調査 等			○ 中間のまとめ ・中間評価 ・現状と課題の整理 ・計画の構成		○ 素案 ・施策目的、目標案 ・事務事業案								
健康づくり21計画 推進本部 (経営戦略会議に統合 された本部会議)				○ 基本方針 ・策定目的 ・計画期間、位置づけ					○ 中間のまとめ ・中間評価 ・現状と課題の整理 ・計画の構成		○ 素案 ・施策目的、目標案 ・事務事業案		○ 原案・策定 ・施策決定 ・事務事業決定		○ 議会			
健康づくり21計画 推進本部幹事会				○ 基本方針 ・策定目的 ・計画期間、位置づけ				○ 中間のまとめ ・中間評価 ・現状と課題の整理 ・計画の構成		○ 素案 ・施策目的、目標案 ・事務事業案			○ 原案・策定 ・施策決定 ・事務事業決定					
事務局 作業部会	プロポー ザル 業者選定	区民健康意識調査準備 健康アンケート依頼		区民健康意識調査・分析 中間評価及び後期計画案 作成				中間評価・後期計画検討			○ パブリックコメント実施							